

許可後の注意事項

1 法令の遵守

許可を受けた建設業者（以下単に「建設業者」という。）として、建設業法（以下「法」という。）の諸規定及びその業務に関する他の法令の諸規定を遵守するよう努めなければなりません。法やその業務に関する他の法令に違反した場合、当該法令により罰せられるだけでなく、法に基づき指示、営業の停止及び許可の取消処分等が行われる場合があります。

2 標識の掲示

建設業者は、その店舗及び建設工事の現場（発注者から直接仕事を請け負った建設業者に限る。）ごとに、公衆の見やすい所に、次の標識を必ず掲示しなければなりません。

(1) 店舗の掲げる標識

建設業の許可票			
商号又は名称			
代表者の氏名			
一般建設業又は特定建設業の別	許可を受けた建設業	許可番号	許可年月日
		国土交通大臣 許可()第 号	
		知事	
		国土交通大臣 許可()第 号	
		知事	
この店舗で営業している建設業			

↑ 3.5 cm 以上 ↓

← 4.0 cm 以上 →

(2) 建設工事の現場に掲げる標識（発注者から直接仕事を請け負った建設業者に限る。）

建設業の許可票			
商号又は名称			
代表者の氏名			
主任技術者の氏名	専任の有無		
資格名	資格者証交付番号		
一般建設業又は特定建設業の別			
許可を受けた建設業			
許可番号		国土交通大臣 許可()第 号	
		知事	
許可年月日			

↑ 2.5 cm 以上 ↓

← 3.5 cm 以上 →

<記載要項>

- 「主任技術者の氏名」欄は、法第26条第2項の規定に該当する場合には、「主任技術者の氏名」を「監理技術者の氏名」とし、その監理技術者の氏名を記載すること。
- 「専任の有無」の欄は、法第26条第3項の規定に該当する場合には、「専任」と記載し、同項ただし書に該当する場合には、「非専任（監理技術者を補佐する者を配置）」と記載すること。
- 「資格名」の欄は、当該主任技術者又は監理技術者が法第7条第2号ハ又は法第15条2号イに該当する者である場合に、その者が有する資格等を記載すること。
- 「資格者証交付番号」の欄は、法第26条第4号に該当する場合に、当該監理技術者が有する資格者証の交付番号を記載すること。
- 店舗に掲げる標識の「許可を受けた建設業」及び「この店舗で営業している建設業」欄には許可を受けた建設業の業種、建設工事の現場に掲げる標識の「許可を受けた建設業」欄には、当該建設工事の現場で行っている建設工事に係る許可を受けた建設業を記載する。
- 「国土交通大臣・知事」については、不要のものを消すこと。

3 変更事項の届出

－法第11条－
詳しくは「変更事項届出書類一覧」をご覧ください。
全ての建設業者は、毎事業年度終了後4ヶ月以内に「決算報告」に係る届出を行う必要があります。

4 廃業等の届出

－法第12条－
許可を受けた後、個人事業主が死亡、法人が消滅、解散したり、建設業を廃止した場合（認可申請した（する）場合を除く。）には、30日以内に廃業届（様式第22号の4）を所管の土木事務所に提出してください。

5 経営事項審査

国、地方公共団体等から直接仕事を請け負う場合は、経営事項審査を受けなければなりません。経営事項審査結果通知の有効期間は、決算日から1年7ヵ月間ですので、毎営業年度終了後、速やかに経営事項審査の申請を行い、営業年度終了から7ヶ月以内に結果通知を受け取る必要があります。

6 提出先

提出先	所在地	TEL	所管区域
京都土木事務所	〒606-0821 京都市左京区賀茂今井町10-4	TEL 075(701)0169	京都市(京都市西京区大枝、大原野を除く)
乙訓土木事務所	〒617-0006 向日市上植野町馬立8	TEL 075(931)2156	向日市、長岡京市、大山崎町 京都市西京区(大枝、大原野)
山城北土木事務所	〒610-0331 京田辺市田辺明田1	TEL 0774(62)0047	宇治市、城陽市、八幡市、京田辺市、久御山町、井手町、宇治田原町
山城南土木事務所	〒619-0214 木津川市木津上戸18-1	TEL 0774(72)1152	木津川市、笠置町、和束町、精華町、南山城村
南丹土木事務所	〒622-0041 南丹市園部町小山東町藤ノ木21	TEL 0771(62)1527	亀岡市、南丹市、京丹波町
中丹東土木事務所	〒623-0012 綾部市川糸町丁畠10-2	TEL 0773(42)1020	舞鶴市、綾部市
中丹西土木事務所	〒620-0055 福知山市篠尾新町1-91	TEL 0773(22)5115	福知山市
丹後土木事務所	〒626-0044 宮津市吉原2586-2	TEL 0772(22)3244	宮津市、京丹後市、伊根町、与謝野町

7 申請・届出様式について

京都府の以下のホームページからダウンロードできます。

ホーム > 産業・しごと > 土木建築・基盤整備 > 建設業法（建設業許可・経営事項審査）等

印刷できる環境がない場合は、個別に御相談ください。

許可の更新は有効期間満了の二〇日前までに申請しなければなりません。